

第4回内閣保全監視委員会 議事要旨

1 日時

平成28年3月24日（木）午後5時15分から同5時26分までの間

2 場所

総理官邸3階南会議室

3 出席者

委員長 岩城国務大臣
副委員長 萩生田内閣官房副長官
柴山国家安全保障担当内閣総理大臣補佐官
杉田内閣官房副長官
委員 国家安全保障局長
内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）
内閣情報官
警察庁長官
公安調査庁長官
外務事務次官
経済産業事務次官
海上保安監（代理）
防衛政策局長（代理）

4 配付資料

- (1) 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」
（案）の概要（資料1）
- (2) 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」
（案）（資料2）
- (3) 今後の主なスケジュール（イメージ）（資料3）

5 議事概要

- (1) 冒頭、岩城大臣から、概要以下のとおり挨拶を行った。
 - 日頃より、特定秘密保護法の適正な運用について、御理解、御協力を頂き、厚く御礼を申し上げます。
私から二点お願い申し上げます。
 - 一点目は、特定秘密保護法の適正な運用についてである。特定秘密の指定・解除、適性評価の実施等については法律の規定に基づき各行政機関の長が行うこととされている。各行政機関の長が大臣である場合、皆様から

指定の内容等や特定秘密が記録された行政文書の作成・管理について、各行政機関の長への確実な報告をお願いしたいと思う。加えて、公表する数値についての確実な集計についてもお願いしたい。先般、既に公表された適性評価の実施件数について、集計ミスが判明し、修正された。制度に対する国民の信頼を損なうことにならないよう、今後、数値の更に確実な集計をお願い申し上げる。

- 二点目は、国民に対する説明責任を適切に果たしていただきたいと考えている。

特定秘密保護法が施行されてから1年以上が経過し、これまで法律の適正な運用に努めてきたところであるが、引き続き、特定秘密保護法の運用について、丁寧で分かりやすい説明を行い、国民の皆様の理解の一層の増進に努めるべきと考える。

今回の国会報告もその取組の一環であるが、国民の負託を受けた国会における情報監視審査会の調査や、報道機関からの問い合わせに対しては、これまでと同様、真摯に御対応いただきたい。

また、特定秘密が記録された行政文書については、他の行政文書と同様に、公文書管理法に基づいて適正に管理されるよう改めて職員への御指導をよろしく願います。

- 最後に、重ねて特定秘密保護法の適正かつ円滑な施行について、各委員の御協力をお願いする。

(2) 次に、内閣情報調査室から、配付資料に基づき、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」等について概要以下のとおり説明を行った。

- 資料1は、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」、いわゆる国会報告の原案の概要であり、資料2はその本冊である。本日は時間の都合上、資料1の概要に沿って御説明申し上げる。

- まず、1にあるとおり、特定秘密保護法第19条に基づく本報告は、特定秘密の指定等の状況について、毎年1回、有識者である情報保全諮問会議の委員の御意見を付した上で、国会に報告し、公表するものである。

- 次に、2にあるとおり、本報告の対象期間は、平成27年1月1日から12月31日までの間である。

- 次に、3の指定権限を有する行政機関については、防衛装備庁の新設に伴い1機関増加して、20機関となっている。なお、今回の報告では指定

に係る特定秘密管理者を明記したが、これは、昨年国会報告において、情報保全諮問会議委員から新たな項目として追加するよう意見が出されたことを踏まえたものである。

- 次に、4では、対象期間である平成27年中の特定秘密の指定の状況等について記述している。27年中は、9の行政機関によって61件の特定秘密が新たに指定されている。他方、指定の解除や有効期間の満了・延長、行政文書ファイル等の移管や廃棄、運用基準に基づく通報については、いずれも該当がなかった。また、27年中の適性評価の実施件数は約9万6,700件であり、評価対象者が実施に同意をしなかった件数は36件であった。
- 次に、5であるが、これは27年末時点の状況、いわゆるストックの観点から記述したものである。指定の状況については、政府全体の指定件数が443件であったこと、法別表の4分野別の件数、各行政機関別の指定内容の概要及び件数、情報の類型別に特に件数の多いものを記述している。また、有識者からの御意見を踏まえて、指定の有効期間別の件数及び指定を解除する条件の設定状況について新たに記載を設けた。そして、特定秘密が記録された行政文書の状況として、政府全体の保有件数が約27万2千件であったことを行政機関別の保有件数と併せて記述している。また、適性評価を経て特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数は、9万6,200人であった。
- 次に、6として、内閣府独立公文書管理監や情報監視審査会からの指摘を受けて、関係行政機関において行った指定書等の修正について記述した。
- 次に、7として、内閣府独立公文書管理監から、より一層、法の適正な運用に努められたい旨の意見が寄せられており、それを記載した。
- 最後に、8として、事前に報告書の原案について情報保全諮問会議委員に説明を行い、委員からいただいた意見を記載した。特に、委員の意見を踏まえて修正した場合には、修正した項目が分かるような記載をしている。なお、第5回情報保全諮問会議において、委員から新たな意見をいただいた際には、国会報告案に追加することもあり得ることを申し添える。
- 資料3は、今後のスケジュールのイメージである。

本日お示ししている国会報告（案）を内閣総理大臣へ報告し、4月上旬に情報保全諮問会議の委員の御意見を伺うために情報保全諮問会議を開催する予定である。その後、4月中旬に閣議決定を行い、国会への報告、公

表を行うこととしたい。なお、この国会報告案は衆・参の情報監視審査会にも提出することとなっており、その際には、特定秘密指定管理簿を取りまとめたものを添付することとされている。審査会への提出の手續・方法については、追って情報共有させていただく。

- (3) 最後に、委員会にかけられた国会報告（案）を内閣総理大臣に報告することが了承された。

(以上)